



県立宜野湾高等学校

# いじめ防止基本方針

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～



県立宜野湾高等学校  
令和元年 5 月

# いじめ防止基本方針

## I いじめの定義及びいじめについての考え方

### 1. いじめの定義

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。
- ⑦ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校のいじめ対策組織を活用して行う。

## Ⅱ 校内における委員会（組織）

（学校におけるいじめの防止等への対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等への対策のための組織をおくものとする。

### 1. 組織

#### （1）名称

「いじめ防止対策委員会」（教育相談・特別支援委員会兼任）

#### （2）構成員

校長、教頭（全・通）、事務長、教育相談係、養護教諭、生徒指導主任、各部・学年主任、関係HR担任等

※非常任（臨時招集の場合）：スクールカウンセラー、学校三師、保護者代表

※非常任（臨時招集の場合）：外部委員として行政等の関係機関

### 2. 役割

- （1）いじめ防止基本方針の策定と見直し
- （2）いじめ未然防止に向けた取組方法の立案及び対応
- （3）いじめの早期解決に向けた取組方法の立案及び対応
- （4）その他いじめ防止及び早期解決に関する内容の検討
- （5）アンケートの作成及び実施

① 「いじめ防止対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に招集することができる。

重篤事案の意味

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 「いじめ防止対策委員会」は、校長を委員長とし、「全日制」「通信制」の合同委員会として構成する。ただし、全日制・通信制それぞれの事案への対応は「全日制」「通信制」それぞれの担当者が行うものとする。

### 3. 年間計画

- |    |   |
|----|---|
| 4月 | ・ 発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修<br>・ いじめ防止対策委員会<br>・ 「心の健康チェック」（いじめに関するアンケート実施）<br>・ いじめに関するアンケートに基づいて、職員相互の連携、生徒実態把握 |
|----|---|

5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型連休前の全体集会 (いじめ防止対策推進法第2条と第4条について説明)</li> <li>・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」(いじめに関するアンケート実施)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大学年会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全講話 ・学校評議員会 ・いじめ防止対策委員会</li> <li>・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」結果考察 LHR 実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心の健康チェック」(いじめに関するアンケート実施)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートに基づいて、職員相互の連携、生徒実態把握</li> <li>・拡大学年会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講話</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心の健康チェック」(いじめに関するアンケート実施)</li> <li>・いじめに関するアンケートに基づいて、職員相互の連携、生徒実態把握</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会</li> </ul>

### Ⅲ いじめ未然防止対策

#### 1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

##### ① 授業の充実

(分かる授業・魅力ある授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)

##### ② HR 活動の充実

(朝の SHR 等における行動観察・QU アンケート・定期アンケートを活用し、生徒理解に努める)

##### ③ 規範意識の醸成

(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)

##### ④ 情報モラル教育の充実

(ネットの活用モラル等の高揚を図る)

##### ⑤ 人権意識の高揚

(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

##### ⑥ 部活動の活性化

(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)

#### 2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 歓迎球技大会、宿泊学習、遠足、体育祭、学園祭、修学旅行等で集団への帰属意識を高め、集団でのマナーを学ぶ。

- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ 講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

## IV いじめ等の早期発見

### 1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
  - ・ Q Uアンケート
  - ・ 学校評価生徒アンケート
  - ・ 学期に1回程度の定期的なアンケート
- ② 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
  - ・ 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
  - ・ 生活実態調査
- ③ 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
  - ・ いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート等

### 2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

### 3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。また、学校における相談体制を広く周知する。
- ③ P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等と呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

## V いじめ等への迅速対応

### 1. 被害者のケア

- ① 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを心がける。
- ② 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

### 2. 加害者の特定及び指導

- ① 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ② 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③ 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

## VI いじめの再発防止対策

### 1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ① 地域の交番や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ② 地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

#### 連携機関

- ・那覇地方法務局 (代表) 098-854-7950
- ・沖縄中央児童相談所 098-886-2900
- ・沖縄県立総合教育センター (教育相談ダイヤル) 098-933-7537

#### 相談窓口

- ・24時間子供SOSダイヤル 0570-0-78310
- ・沖縄いのちの電話 098-888-4343
- ・警察本部少年課少年サポートセンター 098-862-0111

### 2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ① 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ② 各大学年會等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③ 「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート、定期アンケート等において実態把握に努める。

## 教師用「いじめチェックリスト」学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人であることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしめない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする



## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任**又は**教育相談係**に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がない、又は食事の量が減った。	
4	家族のいる前で携帯電話を使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	交友関係が変わったように感じる。	
8	一人で部屋に引きこもり、友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	ちょっとした事にも、びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることを嫌がるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	過度にツイッター等の SNS の書き込み等を気にする様子がある。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなったり、感情の起伏が激しくなったりする。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：全日制 098 (897) 1020 通信制 098 (942) 2363

■学校のFAX番号：全日制 098 (897) 4031 通信制 098 (942) 2364